大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱

（設置）

第一条　大阪府医療計画に基づく二次医療圏内における保健医療施策及びそれに関連する事項について、保健医療関係者等（以下「関係者」という。）が意見交換、懇談等を行い、地域保健医療の推進・向上を図ることを目的として、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領（平成24年10月23日付け人事第2152号）」に基づき、次に掲げる懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

　一　医療・病床懇話会

　二　歯科保健懇話会

　三　薬事懇話会

　四　救急懇話会

　五　在宅医療懇話会

　六　精神医療懇話会

（所掌事務）

第二条　懇話会は、関係者の間で情報を共有し、必要に応じ関係者の意見の収集を行う。

２　保健所長及び大阪市担当局長（以下、「保健所長等」という。）は、収集した意見を必要に応じ医療圏内に設置された大阪府保健医療協議会へ具申する。

（名称）

第三条　懇話会は、第一条に掲げる名称に懇話会が設置された二次医療圏の名称を冠するものとする。

（組織）

第四条　懇話会は、懇話会に必要な最小限の構成員で組織する。

２　構成員は、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めることとする。

３　構成員の任期は、２年とし、再任することができる。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第五条　懇話会は、保健所長等が招集し開催する。

２　懇話会の進行は、会長を定めて行うことができる。

３　構成員に支障あるときは、代理人が出席することができる。

４　保健所長等が必要と認めるときは、懇話会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

（謝礼金）

第六条　構成員、構成員の代理人及び保健所長等が必要と認める構成員以外の者（以下、「構成員等」という。）の謝礼金の額は、日額六千円（交通費込み）とし、歳出科目は報償費とする。

２　構成員等のうち公の経済（国、地方公共団体）に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

（庶務）

第七条　懇話会の庶務は、各懇話会を担当する保健所及び大阪市担当局（以下、「保健所等」という。）において行う。

（委任）

第八条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、保健所等が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成二十四年十一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に第四条の規定により任命される懇話会の構成員（補欠の構成員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十六年三月三十一日までとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成二十七年六月一日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に第四条の規定により任命される懇話会の構成員（補欠の構成員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十八年三月三十一日までとする。

　　ただし、地域医療構想策定の進捗状況に応じて、その任期の延長については別途協議する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成二十八年四月十九日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に第四条の規定により任命される懇話会の構成員（補欠の構成員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成三十年三月三十一日までとする。

附　則

　この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。